

平成 22 年 8 月 24 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 21-01-184 号）に関する対応について

標題について、平成 21 年 12 月 21 日付で本委員会が実施した勧告に対して貴職が下記のような措置をとられたことが確認できましたので、本件公益通報について処理を終了します。

記

確認内容

- (1) トイレットペーパーの仕様について、仕様書に品質や寸法を具体的に示し、その規格が確保されれば JIS マークの有無を問わない仕様であることを明記することにより、入札の際に業者によって理解に違いが生じないよう改善したこと。
- (2) トイレットペーパーの買入契約締結後の納品検査については、その方法を明確に仕様書に記載し、検査に際しても、仕様書と異なる製品が確認された場合には、取替え等の必要な措置を講じるなど厳正に対応すること。
- (3) トイレットペーパー以外の買入等に係る契約締結後の納品検査について、局内で周知を図り、平成 21 年度発注の業務委託契約の検査においては、納品された報告書に誤字脱字等が多く見受けられたため、修正のうえ再納品を求めるなど、本勧告の主旨に基づいたより一層厳格な検査を実施していること。
- (4) 上記について、契約管財局に再発防止策を報告する予定であること。

(参考) 勧告の内容

- ① 入札の仕様書の記載は、入札参加者の見積もりや入札価格に大きく影響し、入札の公正さを担保する重要な要素であることから、同等品を許容する場合には、「JIS マークの表示のある規格品又はこれと同等の品質を有する製品」など、一義的かつ明確に記載し、入札参加業者によって理解に違いが生じないよう配慮されたい。
- ② 契約締結後の納品検査を厳格に行い、仕様書と異なる製品が確認された場合には、補修、取替え等必要な措置又は減価採用の手続を取るなど、厳正に行われたい。
- ③ 上記①、②の点について、契約担当部局への周知徹底を行うとともに、再発防止策を策定されたい。